

奈良井区に建物をお持ちで区外にお住まいの方へ

建物の管理に お困りではありませんか？

こんな **困った** ことありませんか？

雪かきを
手伝ってほしい

草木の手入れが
大変



空き家の管理が難しい

そんなお困りごと **建物の管理サービス** で解決できます！

奈良井区空き家対策委員会では、奈良井の伝統的な町並みを守るため、空き家や自宅の管理をお手伝いするサービスを始めます。

対象

- ・管理を依頼したい**空き家**をお持ちの方
- ・**現在お住まいの家や使用している店舗**の管理のお手伝いが欲しい方



サービスの詳細は裏面へ

奈良井区空き家対策委員会とは

2025年5月に設立され、今年度は国交省の空き家対策モデル事業として奈良井区の空き家対策に取り組んでいます。空き家が増加しつつあるなかで、

- 新たな空き家を増やさないまち
- 空き家が適切に管理されるまち
- 空き家を無駄にせず活用されているまち

を目指し、空き家情報の集約、適切な管理や活用をサポートする仕組みを整えていきます。

ビジョンブックは
こちらから



奈良井区に建物をお持ちで区外にお住まいの方向け

プラン内容

ベーシックプラン

屋外を中心とした
空き家の簡易的管理

プレミアムプラン

屋内を含めた
空き家管理の完全版

作業時間（めやす）	1時間 / 月	2時間 / 月
初期費用	5,000 円（税込） ※初めて当サービスをご利用の際のみ必要	
ご利用料金（月額）※1	1,500 円（税込）	3,450 円（税込）
防犯確認	●	●
庭木 / 家周りのチェック	●	●
ゴミ処分 ※2	●	●
ポストの中身の回収・整理	●	●
管理報告	●	●
最低限の草むしり ※3	●	●
簡易屋外清掃	●	●
簡易屋内清掃	—	●
家屋内部点検	—	●
換気	—	●
通水	—	●
緊急時点検	—	●
雪かき	—	●

いずれのプランにおいても、ご要望に応じて不必要な作業は行いません。

※1 1敷地あたり ※2 敷地内に不法投棄されたゴミの処理 ※3 敷地境界付近の草むしり



追加可能オプション（料金は作業時間に応じて決定）

庭木の剪定	管理者が敷地を越境しそうな部分を見つけ次第、所有者に確認をとり剪定
細かな草むしり	敷地境界付近以外の草むしり

お問い合わせ・お申込み先

お申し込みは随時受付中です

荻村昭久（空き家対策委員会委員長） 090-1867-0934
 角田和行（空き家対策委員会事務局） 090-3063-4258
 小嶋正則（奈良井区長） 080-3018-9444
 メールアドレス naraiku@go.tvm.ne.jp